

(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例
中間まとめ

平成24年(2012年)11月

(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会

中間まとめにあたって

(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会は、平成23年(2011年)2月に設置して以降、計12回の委員会と計5回の地域との意見交換会を開催し、市民と市、市民同士による協働のあり方やその推進方法、仕組み等を定める(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例について、検討を重ねてきました。

委員会は、学識経験者や校区まちづくり組織の代表、PTA代表、市民活動団体の代表、ボランティア団体の代表、事業者の代表、他市中間支援組織の代表、明石市自治基本条例の元委員、公募市民など様々な立場にある12名の委員により、公開のもとで多様な視点をもって活発に議論を行ってきました。当委員会はこのように様々な立場の委員と市職員が集まり、同じ目的に向かって議論し、よりよい成果を得ようと取り組んだ点において、さながら「協働の実践の場」と言えるものであったと考えています。

(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例は、平成22年4月に施行された明石市自治基本条例に基づき制定されるものです。基本的な考え方は、明石市自治基本条例に基づいており、より具体的にまちづくりを進める方法について検討してきました。

地域との意見交換会では、ワークショップを行い、地域の活動や話し合いの様子などを把握し、地域の実情を踏まえた検討を進めてきました。

この中間まとめは、議論により一から積み上げてきた、これまでの委員会の検討の経過を、一つの集大成として、現段階で取りまとめたものです。ただ内容については更に検討を要する課題が残されています。

今後、市では市内のいくつかの小中学校区において地域の組織の更なる強化や、合意形成のシステムづくりを目的とした「協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業」に取り組む予定となっています。

委員会では、この「協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業」の経過や検証結果を踏まえ、「協働のまちづくり推進のしくみ」や「協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備」などについて更に検討を深めることで、条例内容を更に磨き上げていきたいと考えています。

この中間まとめをきっかけに、明石市のまちづくりのあり方について、より広い議論が沸き起こることを期待します。

目次

I	条例制定の背景について	(1)
II	条例に盛り込むべき事項	(3)
1	協働のまちづくりの基本理念	(4)
(1)	協働のまちづくりの基本理念	(4)
(2)	協働のまちづくりの基本原則	(6)
2	協働のまちづくり推進のしくみ	(7)
(1)	協働のまちづくり推進組織の運営と役割	(8)
(2)	協働のまちづくり推進組織の構成員	(9)
(3)	協働のまちづくり推進組織の要件	(12)
(4)	協働のまちづくり推進計画の内容	(14)
(5)	協働のまちづくり推進組織の合意形成の方法	(15)
3	協働のまちづくり推進のための支援・環境整備	(16)
3-1	協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備	(16)
(1)	人材の育成	(17)
(2)	人的な支援としての中間支援組織の設置と役割	(18)
(3)	等しくまちづくりに取り組むための地域間のネットワークづくり	(19)
(4)	協働のまちづくり推進拠点の充実	(20)
(5)	財政的支援	(21)
(6)	情報の提供・共有と発信支援	(21)
3-2	協働のまちづくりにおける市民活動団体の役割と支援	(22)
III	資料	(24)
1	(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会について	(24)
2	検討の経過	(25)
3	今後のスケジュール	(26)
4	委員会での主な意見	(27)
5	明石市自治基本条例	(40)

I 条例制定の背景について

◎明石市自治基本条例の制定と当条例の関係

少子高齢化社会、成熟社会などと言われるように、私たちの社会は大きな変化の真ただなかにあります。公共サービスをとっても、多様さと質の向上が求められるなど、これまでどおりの行政のあり方だけでは、限界が明らかになりつつあります。一方、地域のことは地域で解決するという、地方分権の考え方が推し進められ、国や県と連携しながら、自分たちが生活するまちをどのようなまちにするのか、自分たちで考え、選択することができるようになってきました。

このような背景から、市民、事業者等、市議会、市長その他の執行機関が、それぞれの役割に応じて、うまく連携、協力していく仕組みづくりが重要となってきました。このため、市民と市、市民同士の情報の共有や、参画と協働によるまちづくりなど自治を推進していくための基本的なルールを明確にし、共通理解を図っていくため、明石市自治基本条例の制定に取組み、平成22年4月1日に施行されました。

明石市自治基本条例では、これからの「明石の自治」のあり方として、「市政への市民参画」「協働のまちづくり」「情報の共有」を自治の基本原則として定めています。そして、「協働のまちづくり」に関して第20条に「協働のまちづくりの推進方策などの詳細は、別に条例で定める」と規定しています。

この条文に基づき、平成23年2月に（仮称）明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会を設置し、条例の検討を始めました。



◎条例制定のねらいについて

これからの「明石の自治」をどう考えるのか、その最も大事なポイントは市民が担う役割にあると考えます。

明石市では既にスクールガード活動など、地域の市民を主体に、地域課題の解決に向けてさまざまな活動が積み重ねられています。

しかし、これからの「明石の自治」を、更に一歩前に進めるためには、市民が地域でのより幅広い課題などにも積極的に発言し、場合によっては市民同士が活発に議論して合意を図ったり、自分たちで行動することも必要になってくるのではないかと考えます。

地域課題に対する市民の一歩進んだより積極的なかかわりや活動によって協働のまちづくりが始まり、それをより進めることが、市民が自治の主体であるという「市民自治」を充実させていくことにつながると考えます。また、市は市民の自主性及び自立性を尊重しつつ、これを幅広く支援することで、協働のまちづくりの推進に努めることが望まれます。

(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例は、①何のために協働するのかという基本理念や協働のルールはどのようなものかという基本原則、②地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織(協働のまちづくり推進組織)の設置や運営といった協働のまちづくりの推進のしくみ、③協働のまちづくりに対するヒト、モノ、カネ、情報などの各種支援策、など具体的な協働のまちづくりの推進方策を明確にすることで、「市民自治」によるまちづくりを推進し、「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造」を目指すものです。

Ⅱ 条例に盛り込むべき事項

協働のまちづくりを推進していくために、大きく次の3点についてまとめる必要があると考えます。

◇条例でまとめる主な項目

1 協働のまちづくりの基本理念

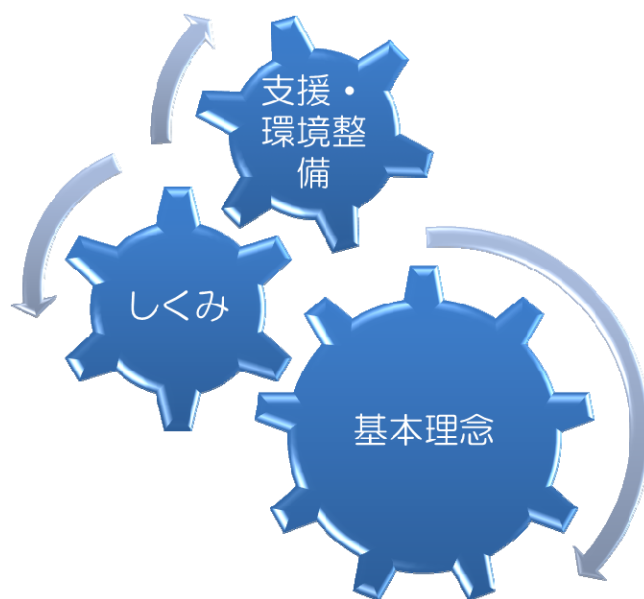
まちづくりの目指す方向性やそれを達成するための基本方針、基本ルールを定めることで、同じ目的に向かって異なる立場のものがそれぞれの特性を生かして協働することが可能になると考えます。

2 協働のまちづくり推進のしくみ

協働のまちづくりを進める上で、中心となる組織の要件やその組織に参加する団体・個人のルール・考え方などを定めることで、具体的な推進イメージを描くことが可能になると考えます。

3 協働のまちづくり推進のための支援・環境整備

協働のまちづくりを進める上で、主に市がどのような支援や環境整備を行っていくかを定めることで、各主体がより円滑に、より高度なまちづくりを進めることが可能になると考えます。



1 協働のまちづくりの基本理念

協働のまちづくりを進めるには、まちづくりの目指す方向性やそれを達成するための基本方針、基本ルールを定める必要があると考えます。これにより、まちづくりの理念を共有し、同じ目的に向かって異なる立場のものがそれぞれの特性を生かして協働することが可能になると考えます。

(1) 協働のまちづくりの基本理念

「協働のまちづくりの基本理念」はまちづくりの目指す方向性やそれを達成するための基本方針を明らかにするものです。

内容は、平成18年2月に明石市協働のまちづくり推進会議から受けた「協働のまちづくり提言」と、明石市自治基本条例第4条第2号において自治の基本原則として定められる「市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと」という内容を踏まえる必要があると考えます。

これらを踏まえて、基本理念として、次のことを定めてはどうでしょうか。

- ① まちづくりは、「市民力を生かした未来を拓くまちづくり」を念頭に置き、これまでのまちづくりの蓄積の上に、市民と市が、良好なまちづくりパートナーとして、協働しながら、新しい時代に向け、「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造」を目指すこと。
- ② 上記を達成するために、市民と市、市民同士が互いの特性を尊重し認め合い、自律的な行動による適切な役割分担を行うことで相乗効果を生み出し、社会的な課題の解決を図ること。

意見として、「協働のまちづくり提言」と、明石市自治基本条例第4条第2号の規定を踏まえること、従来から取り組んできたものだけでなく、子育てや児童虐待、セルフネグレクトなど新たな問題も生じており、それらも協働して解決するべきである、というものがありました。そして、②にある「社会的な課題」とは、従来から取り組んでいる防災や防犯活動、ゴミ減量、リサイクル活動などの他、障がい者の方々の社会参加や前述の新たな問題など、社会的包摂の観点から取り組むべき課題や、今後発生する様々な社会的問題を含んでいます。

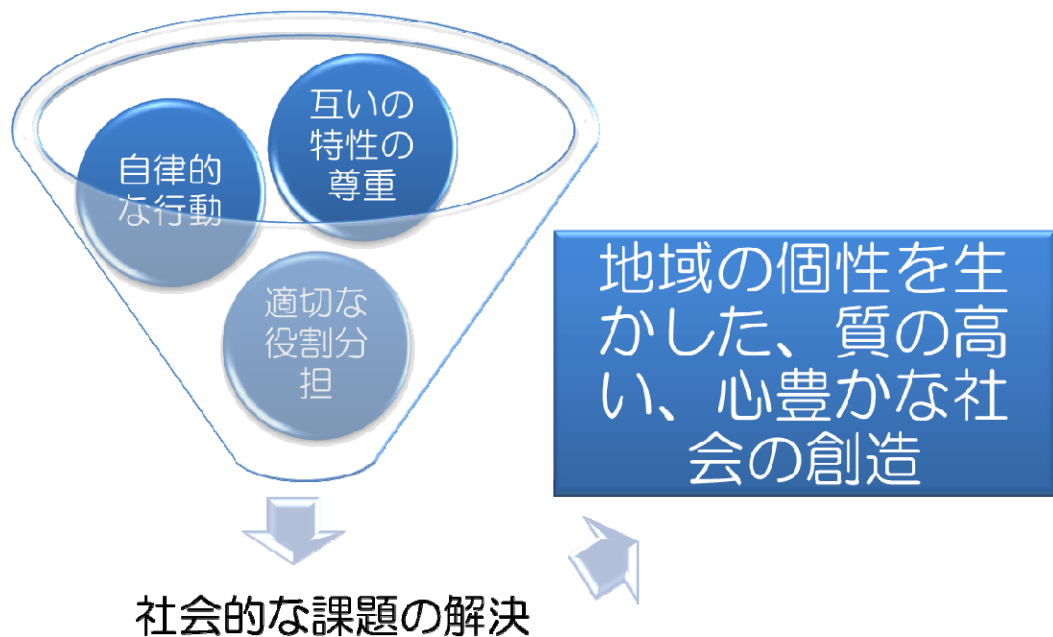
市と市民、市民同士がそれぞれに様々な「社会的な課題」を把握し、共有していくプロセスがまずは重要であり、その後に、互いの特性を尊重し認め合い、自律的な行動による適切な役割分担を進めることで「社会的な課題」を解決することが望ましいと考えます。

○市民力とは

市民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力のことです。

○セルフネグレクトとは

必要な食事をとらず、医療を拒否し、不衛生な環境で生活を続け、家族や周囲から孤立し、孤独死に至るケースが問題になっています。これを防止するために、地域社会による見守りなどの取り組みが必要とされています。



◇検討過程におけるその他の主な意見・考え方

委員からは、自治会・町内会未加入問題を解決すべく、明石市連合自治協議会（市内28小学校区の代表者で構成）より条例に盛り込むよう要望がありました「地域住民は、地域自治を担う住民組織（自治会・町内会）に多くの地域住民が主体的に参加する状況になることを目指し、地域住民相互の交流及び協働に努めなければならない」という文言を基本理念に反映すべき、という個別意見もありました。

(2) 協働のまちづくりの基本原則

「協働のまちづくりの基本原則」は、まちづくりの進め方の基本的なルールを明らかにするものです。

そのルールとして、次のことを定めてはどうでしょうか。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市民及び市は、まちづくりの当事者であるパートナーとして対等であること。② 情報の共有や透明性の確保に努めること。 |
|---|

「協働のまちづくり提言」では、上記の①を「対等の原則」とし、②を「公開の原則」としていますが、このほかに同提言で定められている「目的共有の原則」「自主性尊重の原則」、「相互理解の原則」、「補完の原則」なども基本原則として定めることを検討する必要があるのではないかと考えます。

◎参考:「協働のまちづくり提言」における協働の基本原則

- ① 目的の共有 市民と市は、協働のまちづくりにおいて「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造」を目的として共有します。
- ② 自主性の尊重と主体性の発揮 市民と市は、互いの自主性、自発性を尊重し、互いが主体性を発揮し、課題解決に取り組みます。
- ③ 相互理解 市民と市は、自主性の尊重と主体性の発揮を基本に、互いに情報の交換と対話を通じて理解を深め、信頼関係を築きます。
- ④ 対等の関係 市民と市は、共に公共サービスの担い手、まちづくりの当事者であるパートナーとして、まちづくりに参加できる関係を築きます。
- ⑤ 補完の関係 市民と市は、互いの資源や専門性を生かすとともに、互いの活動や公共サービスの範囲を補い合う関係を築きます。
- ⑥ 公開性の確保 市民と市は、互いに積極的に情報を提供し、情報の共有や透明性の確保に努めます。

2 協働のまちづくり推進のしくみ

協働のまちづくりを進める上で、中心となる組織の要件やその組織に参加する団体・個人のルール・考え方などを定めることが必要と考えます。これにより具体的な推進イメージを描くことが可能になると考えます。

明石市自治基本条例第17条第1項に基づき、協働のまちづくりを地域で推進していくに当たって、地域の課題に総合的に対応するための組織として、協働のまちづくり推進組織を設置する必要があると考えます。

協働のまちづくり推進組織は、地域住民だけではなく、地域の課題やまちづくりビジョンを共有する団体、個人の協議を経て、原則として1小学校区に1団体に限り設立されるものであると考えます。

また、協働のまちづくりの推進のためには、まちづくりの拠点が必要です。明石市自治基本条例第19条に基づき、小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点とし、情報共有の場又はまちづくりの場としての役割を担うものと考えています。

これらを踏まえて、協働のまちづくり推進組織について主に次のことを定めてはどうでしょうか。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 協働のまちづくり推進組織の運営と役割② 協働のまちづくり推進組織の構成員③ 協働のまちづくり推進組織の要件④ 協働のまちづくり推進計画の内容⑤ 協働のまちづくり推進組織の合意形成の方法 |
|--|

(1) 協働のまちづくり推進組織の運営と役割

協働のまちづくり推進組織がまちづくりにおいてどのような位置付けにあり、どのような役割を果たしていくのか、その運営はどのようにあるべきなのか、について定めることが必要と考えます。

その内容として、次のことを定めてはどうでしょうか。

- ① 協働のまちづくりの理念に基づき市民が主体となって運営すること。
- ② 民主的な手続により運営され、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有し協働でまちづくりを担うことを希望する全ての人に対して開かれた運営を行うこと。
- ③ 対象となる地域（小学校区）全体及びそれを構成する小地域における課題やまちづくりのビジョン等を共有して、課題を解決しビジョンを実現していくための戦略を作り、計画を作成して実施し、成果を振り返り発展的なまちづくりを継承していく役割を有すること。
- ④ 地域の多岐にわたる課題に総合的に対応できる組織であり、小学校区におけるまちづくりで中心的な役割を果たすこと。
- ⑤ 協働のまちづくり推進組織は、組織に参画する団体、個人のみならず、地域住民全般にサービスを提供すること。また、そのための計画を有すること。

協働のまちづくり推進組織は、多岐にわたる地域課題に総合的に対応し、組織に参画していない団体、個人も含めて地域住民全般に等しくサービスを提供するなど、小学校区におけるまちづくりで中心的な役割を果たす組織であると考えます。

その運営は、市民が主体となって行うものであり、より多くの方々の参画を促すため、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有し協働でまちづくりを担うことを希望する全ての人に対して開かれた形で、民主的な手続をもって運営されるべきであると考えます。

また、協働のまちづくり推進組織は、小学校区内の課題やまちづくりビジョンを共有し、課題を解決しビジョンを実現していくための戦略を作り、計画を作成して実施し、成果を振り返り発展的なまちづくりを継承していくという取組みを行うものと考えます。

これら以外にも、明石市自治基本条例第18条第2項及び第3項で定められている「地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、まちづくりに関する協働の提案を市長等に行うことができる」こと、また、この提案があった際に「市長等は協議の上、真摯に検討し、対応しなければならない」ことを受けて、運営と役割の中で具体的な方策等を定めることを検討する必要があるのではないかと考えます。

(2) 協働のまちづくり推進組織の構成員

組織の構成員を定めることで、協働のまちづくり推進組織の性格が明らかになると考えます。

その内容として、次のことを定めてはどうでしょうか。

- ① 協働のまちづくり推進組織には地域の住民だけでなく、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有できる団体、個人が参加できること。
- ② 協働のまちづくり推進組織には、自治会、学校、幼稚園、民生児童委員、高年クラブ、子ども会、幼稚園・保育所・小学校PTAなど、地域を基盤として住民を主体とする多様な団体(以下「地縁による団体」という。)や、NPOやボランティアグループ、高等教育機関、社会福祉法人など、主として理念や活動を共有する団体(以下「テーマ型団体」という。)、又は個人や事業者などが参加する形が望ましいこと。
- ③ 市は、協働のまちづくり推進組織が、地域の課題やまちづくりのビジョン、地域の実情等を踏まえて設立されることを考慮し、組織の構成員については組織の事例を提示し、地域での組織づくりを支援すること。
- ④ 自治会・町内会は、住民に最も身近な立場の組織であり、総合的な活動を行うことから、協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体である。等しくまちづくりの成果を享受する地域住民は、自治会・町内会に代表される地縁による団体に主体的に参加し、地域活動等に積極的に取り組むように努めること。
- ⑤ NPOやボランティアグループ、社会福祉協議会などテーマ型団体は、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有することで、協働のまちづくり推進組織に主体的に参加すること。

協働のまちづくり推進組織には、特に必須団体を設けず、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有するのであれば、地域の住民だけでなく、様々な団体、個人が誰でも制限されることなく参加できることが重要と考えます。このようなことから、様々な地縁による団体、テーマ型団体又は個人や事業者などが参加する形が望ましいと思います。

地域には様々な形や考え方があるため、市が参加団体を詳細に決めるのではなく、組織の事例などを提示することで、地域で考えて地域が組織を作る形にするべきであると考えます。

どのような団体、個人が構成員として参加するのかは地域により異なることになるとは思います。恐らく自治会・町内会は構成員として参加することになると想定されます。自治会・町内会は、これまでも地域の総合的な課題解決に取り組んできた実績もありますので、協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体になると考えます。このように今後のまちづく

りにも大きく貢献すると考えられる自治会・町内会の活動に、地域住民は主体的、積極的に参加することで、地域のまちづくりを支えていくことが望ましいと考えます。

また、テーマ型団体は、これまで地縁による団体と関係性を持つことが少なかったと考えられますが、主に地域に密着して活動しているテーマ型団体は、協働のまちづくり推進組織に構成員として主体的に参加することが望ましいと考えます。

構成員として、例えば宗教団体や市会議員などの参加を制限するののかという問題提起もありましたが、これについては地域の考え方は多岐にわたることもあり、それぞれの協働のまちづくり推進組織において方針を決定し、会則などに定める形が良いのではないかと、という意見もありました。

参加する団体、個人を制限するのではなく、活動内容を制限する方が地域も柔軟に対応しやすいことから、特定団体、特定個人の個別利益に寄与する活動は行わないということを条文のどこかに反映することも検討する必要があると考えます。



◇検討過程におけるその他の主な意見・考え方

- ◇ 地域の様々な組織がフラットな体制で組織化するのではなく、現在地域で最も大きな役割を果たしている自治会、連合自治会を中心とした組織にするべきではないか。
- ◇ プラットフォーム型の組織でも地域で機能している事例もある。組織への参加の在り方の多様性という考え方を市は持つべきである。
- ◇ 地域にある団体の状況を把握した上で、参加する全ての団体が同じ量の役割を担うのではなく、お互いの違いを認め、それを共有しながら、この体制であれば何ができるのかを考え、役割分担していくことが重要。
- ◇ 何らかの事情があつて各種の団体には属していない個人に対しては、例えば、自治会など何らかの組織に入って貰い、一緒に考えて貰うような姿勢を促すなどの対処方法も考えられる。
- ◇ 「明石市商業振興による地域活性化に関する条例」に規定される大型店、商店街の地域貢献に対する努力義務を踏まえ、事業者全般について地元での地域貢献や参画を行うことを是とし、各地で取り組むことが重要となる。
- ◇ 事業者の協働のまちづくり推進組織への参加には正規会員としての参加以外にオブザーバー的な立場としての参加という方法も考えられる。また自治会・町内会等の地縁型組織に属する形で参加する形もある。

◎参考：明石市商業振興による地域活性化に関する条例（一部抜粋）

◇第4条 第1項

事業者は、創意工夫と努力により自らの事業を発展させるとともに、第1条に掲げる商業が果たす役割を認識し、地域貢献に努めるものとする。

◇第4条 第4項

商店街における事業者その他事業を営む者（事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設を設置する者を含む。）は、商店会に加入し、商店会が実施するその地域における商業振興事業及び第10条に定める地域貢献のための事業（以下「地域貢献事業」という。）に積極的に参加するよう努めるものとする。

◇第5条 第1項

商店会は、市民に身近な存在として生活に必要な利便を提供するとともに、地域コミュニティの核の一つとして、地域貢献事業の実施に努めるものとする。

◇第7条 第1項

大型店を設置する者及び当該大型店において事業を営む者は、地域社会の一員であることを自覚し、地域貢献に努めるものとする。

◇第10条 第1項

商店会及び大型店において事業を営む者を代表するものは、地域における次に掲げる事業の実施に努めるとともに、市等が行う地域の活性化等を目的とする事業に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

- (1) 地域のにぎわいづくりに関する事業
- (2) 地域の交流の促進に関する事業
- (3) 地域文化の振興に関する事業
- (4) 安全に安心して暮らせる地域づくりに関する事業
- (5) 青少年の健全育成に関する事業
- (6) 環境に配慮した取組に関する事業
- (7) その他市長が地域貢献に資すると認める事業

(3) 協働のまちづくり推進組織の要件

協働のまちづくり推進組織は、地域課題の解決を通して住民の福祉の向上を図ることから、公共的な団体であるということが言えると思います。このため、公共的な団体としての要件を定める必要があると考えます。

要件として、次のことを定めてはどうでしょうか。

- ① 概ね小学校区を活動範囲とする組織であること。
- ② 自治会・町内会など地域を基盤とし、住民を主体とする団体が加入し、横断的に連携・協力して活動する組織であること。
- ③ 参加の方法や意思決定の方法が明確であり、公表され、それを実施するために具体的な手段が講じられているなど民主的な手続をもって運営される組織であること。
- ④ 組織として計画を作成する能力を持っていること。
- ⑤ 事業計画書や予算書の公開など情報公開、容易に組織の意思決定過程へ参加することができるなど透明性を持った運営ができる組織であること。
- ⑥ 一定の条件を満たすならば公開された手続を経て、どのような人、団体であっても、活動が限定されず組織に参画することができるといった開放性を持った組織であること。

まず、概ね小学校区を活動範囲とし、自治会・町内会など地域を基盤とした住民を主体とする団体に構成され、横断的に連携・協力して活動する組織が協働のまちづくり推進組織の要件であると考えます。

それ以外にも、計画性、民主性、透明性、開放性が確保できる組織であることが重要と考えます。

<計画性>

自分たちのまちをどのようなまちにしたいのかを考え、計画を立てて実行するということを決めることで、予算を立てたり、事業を実施することが可能になると考えます。

<民主性>

地域の課題や目標を共有し、計画を立案する中で、それぞれのプロセスへの参加方法が明確になっている、組織の意思決定方法が明確になっている、といった民主的な手続が確保され、明確化されていることが重要であると考えます。

< 透明性 >

事業計画書や予算書など自らの取組みを地域住民に情報公開し、共に考える材料を提供することで、より多くの方々の参画を促すことが重要であると考えます。

< 開放性 >

地域のビジョンや課題を共有する団体、個人であれば原則として参画できるという形にすることで、より多くの方々の参画を促すことが重要であると考えます。

用途や事業を限定せずに、地域の創意工夫で、地域課題解決のために自由に活用できる地域交付金の将来的な交付を見据え、市は上記の要件を満たす組織と協定を結び、協働のまちづくりを推進していったらどうかという意見もありました。この際に、市と協働のまちづくり推進組織は対等なパートナーとしてまちづくりに取り組むことが原則となりますので、協働のまちづくり推進組織から市に設立の届出をし、市が組織を認定する形は対等な形ではない、市と協働のまちづくり推進組織が対等な形で結ぶ協定の相手方として認定する、という形が対等な形ではないか、という意見がありました。

なお、この認定に当たっては、例えば、中間支援組織など外部の意見を参考にすることで、より正確な審査ができるのではないか、という意見もありました。

このあたりについても条例に盛り込むか否かについて検討する必要があるのではないかと考えます。



(4) 協働のまちづくり推進計画の内容

協働のまちづくり推進組織の要件を満たすだけでなく、要件を満たした上で、何を行う組織なのかということが重要であると考えます。そのためにまちづくり計画というものが非常に重要になると考えます。

その内容として、次のことを定めてはどうでしょうか。

- ① 協働のまちづくり推進組織は、地域の課題、解決策、その成果などを定めた協働のまちづくり推進計画を策定すること。
- ② 協働のまちづくり推進計画は、構成員のそれぞれの役割を考えながら、構成員が作成すること。
- ③ 協働のまちづくり推進組織は、市との協定を結ぶ際には、協働のまちづくり推進計画を市長に届け出ること。
- ④ 市は、協働のまちづくり推進計画の策定を必要に応じて支援すること。

協働のまちづくり推進組織は、地域内で課題やまちづくりのビジョンを共有し、計画的に解決していくため、取り組む活動方針や内容を定めた協働のまちづくり推進計画を策定することが必要になると考えます。策定にあたっては、構成員のそれぞれの役割を考えながら、構成員が作成します。

市では、地域の特性に応じた小学校区単位のまちづくりを一層推進していくため、用途や事業を限定せずに、地域の創意工夫で、地域課題解決のために自由に活用できる地域交付金制度の検討を始めています。例えばこのような財政的支援を受けるにあたっては、協働のまちづくり推進計画の提出が必要になるものと想定されます。

なお、協働のまちづくり推進計画を策定するにあたっては、市が協働のまちづくり推進計画に含む重要な項目などの情報を提供する、一緒に計画について考えるなど計画の作り方について何らかの支援を行う必要があると考えます。これにより、市も、変化する社会的な課題に協働のまちづくり推進組織が対応できるように助言したり、計画書での必要事項を検討することが可能になると考えます。



(5) 協働のまちづくり推進組織の合意形成の方法

組織の役割や構成員などの枠組みができていても実際に組織は動きません。地域の中で、組織の中でどのように合意形成を図っていくのか、というしくみをつくる必要があると考えます。

このことから、協働のまちづくり推進組織の合意形成の方法について定める必要があると考えます。

その内容として、次のことを定めてはどうでしょうか。

- ① 協働のまちづくり推進組織内の合意形成の方法は、民主的な手続きをもって各地域で決定すること。
- ② その方法及び手続を公開すること。

合意形成や意思決定方法には、①話し合いを重ねる、②組織を構成する各団体に1票の権利がある投票型、③自治会など構成員が多い団体により多くの票を割り振る投票型、などがあり、最終的には、①多数決、②全員一致、③全体の7割の合意、などで決定する方法が考えられます。

ただ、どのような方法を採用するかは地域でそれぞれ決定することであり、意思決定方法やその手続が協働のまちづくり推進組織において決められていることが重要であると考えます。



◇検討過程におけるその他の主な意見・考え方

- ◇ 協働のまちづくり推進組織の構成員は各地域により異なることが予想されるが、各種団体に属さない個人が参加した場合に意見を協働のまちづくり推進組織に反映させにくいという問題も懸念される。その場合、例えばそうした個人同士でグループをつくり、このグループが意見を表明し、また決定に加わるという組織化による解決も考えられる。

3 協働のまちづくり推進のための支援・環境整備

協働のまちづくりを進める上で、主に市がどのような支援や環境整備を行っていくかを定める必要があると考えます。これによりまちづくりに携わる各主体がより円滑に、より高度なまちづくりを進めることが可能になると考えます。

支援・環境整備の相手先としては、①協働のまちづくり推進組織、②NPOやボランティアなどのテーマ型団体や自治会・町内会やPTAなど地縁による団体があります。

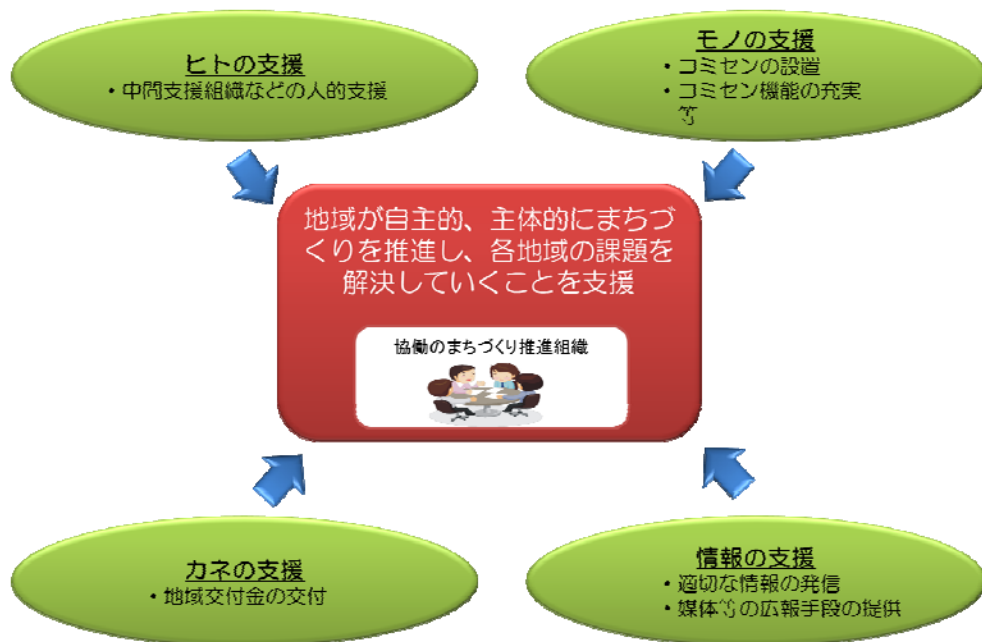
3-1 協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備

協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備を定めることで、小学校区単位のまちづくりをより円滑に、かつ、高度に進めることが可能になると考えます。

市は、協働のまちづくり推進組織に対し、ヒト、モノ、カネ、情報といったまちづくりに必要な支援を行うことが必要と考えます。

これらを踏まえて、協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備について、主に次のことを定めるはどうでしょうか。

- ① 人材の育成
- ② 人的な支援としての中間支援組織の設置と役割
- ③ 等しくまちづくりに取り組むための地域間のネットワークづくり
- ④ 協働のまちづくり推進拠点の充実
- ⑤ 財政的支援
- ⑥ 情報の提供・共有と発信支援



(1) 人材の育成

委員会において、地域はリーダーによってまちづくりの姿勢が大きく変わる、自治会などの団体で役員のなり手がいない状況となっており、組織の継続性に不安を感じる、など地域の人材に関する課題についての意見が挙げられました。

また、市は、地域と共に汗を流すべきである、ワークショップ研修など意識の向上に努めるべきである、など市職員に関する課題についての意見もありました。

このようなことから、協働のまちづくりを推進するための人材を育成する支援が必要であると考えます。

人材育成についての支援内容として、次のことを定めてはどうでしょうか。

- ① 市は、協働のまちづくりを推進するためのリーダーを育成するよう努めること。
- ② 市は、協働のまちづくりを推進するために必要な能力を備えた市職員の育成に努めること。

人材育成においては、コーディネーターを育成するという視点を持つことが重要であるという意見がありました。この視点をもとに、市は地域のリーダーやその後継者、市職員の育成に努めるべきであると考えます。

また、市民と市は対等なパートナーであることから、市だけでなく、市民もさまざまな学習機会を通じて自覚と知見を高め、協働のまちづくりに必要な後継者も含めた人材の育成に努めるよう規定することを検討する必要があると考えます。

なお、具体的な人材の育成方法として、

- 協働のまちづくり推進組織メンバーや市民活動団体など多様なまちづくりの主体により育成プログラムを作成すれば面白い内容のプログラムができるのではないかな。
 - 実際の育成に当たっては、地域に関わり地域での取り組みを実践するという人材が必要なことから、座学だけではなく実践を通しての育成を行うことも必要ではないかな。
- などの意見が出されています。



◇検討過程におけるその他の主な意見・考え方

- ☆ 65歳までの人に地域活動に参加してもらうために、報酬・報償の提供を検討するのも一案である。市民提案型パイロット協働事業のような競争型の資金提供機会を考えてみるのも良いのではないかな。

(2) 人的な支援としての中間支援組織の設置と役割

委員会において、地域の人材面の課題については、地域外部から支援するのが有効である、という意見がありました。また、恐らく自分たちだけではまちづくりが進められない地域も出てくるのが想定され、これらの地域の底上げが必要である、という意見もありました。

これらの問題を解決する一つの方法として、委員会では中間支援組織が外部から支援していく必要があると考えました。

そこで、人的な支援としての中間支援組織の設置に関する内容として、次のことを定めてはどうでしょうか。

- ① 協働のまちづくりの推進のために中間支援組織は必要であること。
- ② 中間支援組織は、地縁による団体やテーマ型団体、事業者、行政等のいずれの団体とも寄り添い、どの団体とも共感できるニュートラルな組織としてそれぞれをつなぐ役割を果たすこと。
- ③ 中間支援組織は、コーディネート機能や交流・活動支援機能、情報共有機能、相談機能、人材育成機能に加えて、調査機能、行政への提案機能などを持つこと。
- ④ 中間支援組織は地域活動の活性化を支援することを大きな役割とすること。

地域活動の活性化と効率的な運営並びに地域間の差の解消を図るには外部からの支援が有効であり、その手法の一つとして中間支援組織による支援が必要と考えます。

中間支援組織は、市と地域の団体をつなぐだけのものではなく、コーディネート機能や交流・活動支援機能、情報共有機能（様々な団体から情報を収集し、また情報を発信し、情報を基礎に団体間のネットワーク形成やマッチングを行うこと。）、相談機能、人材育成機能などをもって地域の団体間をスムーズにつなぐという役割があると考えます。また、これらの機能の中でも地域活動の活性化を支援することが大きな役割になるものと考えます。



◇検討過程におけるその他の主な意見・考え方

- ◇ 中間支援組織の組織強化のため、中間支援組織をNPOが支援して強化していくという考え方もある。
- ◇ 中間支援組織の組織強化のため、地域をまとめている自治会・町内会や連合自治会等並びに今後組織化を目指す協働のまちづくり推進組織から人や知恵を出すようなプラットフォーム型の組織を目指すのも一案である。

(3) 等しくまちづくりに取り組むための地域間のネットワークづくり

委員会では、自分たちだけではまちづくりが進められない地域も出てくることが想定されるので、このような地域と他の地域との地域間の差を解消するために、もう少し大きな視点のネットワークを構築し、その中で地域間の差を調整するような仕組みを検討する必要があるのではないか、という意見がありました。

地域間の差を解消し、全ての地域が等しくまちづくりに取り組めるようにするための手法の一つとして、地域間のネットワークづくりは有効であると考えました。

そこで、地域間のネットワークづくりに関する内容として、次のことを定めてはどうでしょうか。

市は、全ての地域が等しく協働のまちづくりの推進に取り組めるように、地域間のネットワークづくりに努めること。

全ての地域が等しくまちづくりに取り組めるように、①小学校区よりも大きな視点のネットワーク（例えば、市民センターが所管する地区単位など）を構築し、その中で地域間の差を調整する、②地域外部の人材、地域を離れて広域で活動している人を上手く地域に結びつける、といった取組みの検討も必要という意見もありました。

◇検討過程におけるその他の主な意見・考え方

- ✧ 小学校区をまちづくりの単位としているが、それぞれに網の目を張っていくことを考えた場合の結束点として市民センターも一つの候補になる。
- ✧ 将来的には市民センターは行政窓口として特化していき、その建物に中間支援組織やNPOなどが入り、広域的なまちづくりの事務機能を担う可能性が高いのではないかと。場所として市民センターを利用する、ということになるのではないかと。



(4) 協働のまちづくり推進拠点の充実

明石市自治基本条例第19条では、協働のまちづくりの拠点を小学校区コミュニティ・センターと定めていますが、この拠点の整備や充実を図っていく必要があると考えます。

また、その運営について現在は市が直接管理・運営を行っていますが、将来的には地域が管理・運営を行うなど、よりまちづくりが進みやすい形の運営方法を検討していく必要があると考えています。

また、市民センターなど市の保有する施設等を協働のまちづくり推進組織が活用するために必要な施策も考えていく必要があるのではないかという意見もありました。

これらについて、今後更に検討を深めていきます。



(5) 財政的支援

協働のまちづくり推進組織がまちづくりを展開する上で、財政的な支援は欠かせないと考えます。

市では、地域の特性に応じた小学校区単位のまちづくりを一層推進していくため、使途や事業を限定せずに、地域の創意工夫で、地域課題解決のために自由に活用できる地域交付金制度の検討を始めています。

そこで、財政的な支援内容として、次のことを定めてはどうでしょうか。

- ① 市と協働のまちづくり推進組織は、協働のまちづくり推進計画に基づき、協働して行う事業について協定を締結すること。
- ② 市は、協定を結ぶ相手方として認定した協働のまちづくり推進組織に対し、協働のまちづくり推進計画に基づく地域交付金を交付すること。

地域交付金は、協働のまちづくり推進組織が策定する協働のまちづくり推進計画に基づき、交付する形が良いのではないかと考えています。



◇検討過程におけるその他の主な意見・考え方

委員からは、①莫大な地域交付金を地域に渡すのではなく、これまで渡していた補助金などの総額よりも少なくしていけば良い、②地域課題は地域が一番理解しているので、各校区の各種団体への補助金等を一括化し、地域で自由に使途を決められるようにしたら良い、という交付金制度の内容についての意見もありました。

委員会では、具体的な方向性は示せていませんが、制度設計に当たってこのような意見についても市で検討していくことが望ましいと考えます。

今後、市の検討状況も踏まえながら、更に検討を深めていきます。

(6) 情報の提供・共有と発信支援

協働を進める上で、対等なパートナーとして情報共有を図ることが必要と考えます。

市は、協働のまちづくり推進組織がまちづくりを進める上で必要な情報を積極的に提供していくことが必要と考えます。

協働のまちづくり推進組織が市民に情報発信する際に、市は、例えば市の施設への掲示や広報紙への掲載など、可能な限り支援していくことが望ましいと考えます。

このような内容について定めることを検討していく必要があると考えます。



3-2 協働のまちづくりにおける市民活動団体の役割と支援

小学校区単位のまちづくり以外でも、それより小さな単位のまちづくりや市域全般に係るまちづくりなど様々な単位のまちづくりが存在します。それらを、主にNPOやボランティアなどのテーマ型団体や自治会・町内会やPTAなど地縁による団体が担っています。

このような市民活動団体の活動もまちづくりを進める上において引き続き必要な要素になると考えます。そのため、これらへの支援も必要ではないかと考えます。

NPOやボランティアなどのテーマ型団体には特定の地域で活動する団体、個人と、市域全体やそれ以上の範囲で活動する団体、個人があります。特定の地域で活動する団体や個人であれば、協働のまちづくり推進組織に加入し、構成員として活動することも可能ですが、市域全体やそれ以上の範囲で活動する団体、個人が特定の協働のまちづくり推進組織に加入し、構成員として活動することは少し難しいと思われます。

しかしながら、特定の地域で活動する団体、個人はもちろん、このような市域全体やそれ以上の範囲で活動する団体、個人も協働のまちづくり推進組織の理念と自分たちの理念が共通し、また、課題解決に寄与できると思われる場合は、積極的に関与し、共に協力してまちづくりを進めていくことが重要だと考えます。

また、協働のまちづくり推進組織のみならず、市や他の市民活動団体とも連携し、知識、専門性を生かし、積極的な情報提供を行いながら活動していく意識を持つことがまちづくりを進める上で重要と考えます。

このようなテーマ型団体が協働のまちづくりにおいて果たす役割について検討していく必要があると考えます。



NPOやボランティアなどのテーマ型団体だけでなく、自治会・町内会やPTAなど地縁による団体も含めて、財政的な支援や協働機会の創出を図り、その運営を支援していくことも必要になると考えます。

テーマ型団体の活性化のためには、活動するための拠点や、協働するための様々な情報交換が可能な場を整備することも必要と考えます。そのために市民活動センターなどテーマ型団体の活動の拠点を提供していく取り組みも必要ではないでしょうか。

このような支援内容についても検討する必要があると考えます。

◇検討過程におけるその他の主な意見・考え方

- ◇ 市民活動団体の一員として何をすべきなのか、どうあるべきなのかという内容や、活動の場の提供、活動を促進するための助成、協働事業の機会創出などの支援内容が条例に反映されると市民活動団体にとっては非常に良い。

Ⅲ 資料

1 (仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会について

(1) 設置目的

明石市自治基本条例第20条の規定により、協働の仕組みづくり及び推進方策等を定める
(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例について検討する。

(2) 委員構成

12名(学識経験者3名、市民団体等の代表者等6名、公募市民2名、明石市自治基本条例検討委員会委員1名)

(3) 委員名簿

(敬称略)

職務	所属・役職等	氏名
会長	兵庫大学生涯福祉学部教授	タバタ カズヒコ 田端 和彦
副会長	大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所 特殊研究員	ヒロモト ユカリ 弘本 由香里
委員	明石市連合自治協議会顧問	タケヒサ エイイチ 武久 栄一
委員	明石市連合自治協議会理事	イケウチ マサル 池内 勝
委員	明石市連合PTA顧問	ナカタニ ヨシヒロ 中谷 佳弘
委員	あかし市民活動団体協議会会長	クワハラ イサオ 桑原 功
委員	明石市ボランティア連絡会会長	ヤマモト ヨウコ 山本 洋子
委員	明石商工会議所専務理事	マツムラ カズミ 松村 和美
委員	公募市民	ニシノ タミビコ 西野 民彦
委員	公募市民	モリカワ ナリコ 森川 乃 梨子
委員	あしやNPOセンター	カイシ ミユキ 海士 美雪
委員	明石市自治基本条例検討委員会元委員	イワハマ ハルコ 岩濱 晴子

※平成24年10月1日現在

2 検討の経過

(1) (仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会

回数	開催日	内容
第1回	平成23年2月24日	● 明石市自治基本条例について
第2回	平成23年5月30日	● 各地域の現状について ● 明石市における協働のまちづくりに対する取り組みについて
第3回	平成23年9月29日	● 地域との意見交換会まとめについて
第4回	平成23年11月10日	● 条例に盛り込むべき内容について
第5回	平成23年12月22日	● 「協働のまちづくり」に対する市の考え方や今後の進め方について
第6回	平成24年2月9日	● 協働のまちづくり推進組織について
第7回	平成24年3月26日	● 協働のまちづくり推進組織の仕組みについて ● 協働のまちづくり推進組織の要件と認定方法について ● 中間支援組織の設置について
第8回	平成24年4月23日	● 条例項目(案)別の検討状況について
第9回	平成24年6月26日	● 条例項目(案)別の検討状況について
第10回	平成24年8月28日	● 条例項目(案)別の検討状況について ● 今後の進め方について
第11回	平成24年10月25日	● 条例項目(案)別の検討状況について ● 協働のまちづくり推進計画について ● 中間まとめ(案)について
第12回	平成24年11月12日	● 中間まとめ(案)について

(2) 地域との意見交換会(ワークショップ)

小学校区	開催日	内容	参加人数
中崎	平成23年8月5日	● 地域の自慢について ● 地域の自慢についてどのように関わられるか	19名
鳥羽	平成23年8月26日	● 活動をより活性化するためどうするか(安全なまちづくり、子ども育成、健康・福祉、生活環境、自治会加入促進) ● そのためにすぐに取り組めることがあるか ● 自分がどう関わられるか、関わりたいか	26名
清水	平成23年8月27日	● 地域の自慢について ● 地域の自慢を活かし地域の活力に変えていくために、①行政、②自治会、③住民の三つの立場に立ってそれぞれどのような役割があるのか	15名
松が丘	平成23年8月28日	● 松が丘地区の理想 ● 理想の実現のために自分が、みんなが何ができるか(福祉・高齢者、安全・安心、景観・環境)	22名
花園	平成23年9月4日	● 協働の事例の抽出 ● 協働事例についての課題 ● 解決に向けての方向性	37名

3 今後のスケジュール

(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会では、市民主体のまちづくりを推進していく上で重要となる「協働のまちづくり推進組織」については、より丁寧にしっかりと議論していく必要があると考えています。

当条例はこうあるべきだという理念だけを定める条例ではなく、具体的に協働のまちづくりを進めるための手続きを定める条例であると考えています。条例を制定し、円滑に運用していくためには、委員会で検討した事項について実際に地域の方々に取り組んでいただき、その実践内容と検討内容の隔たりを埋めていく必要があると考えます。

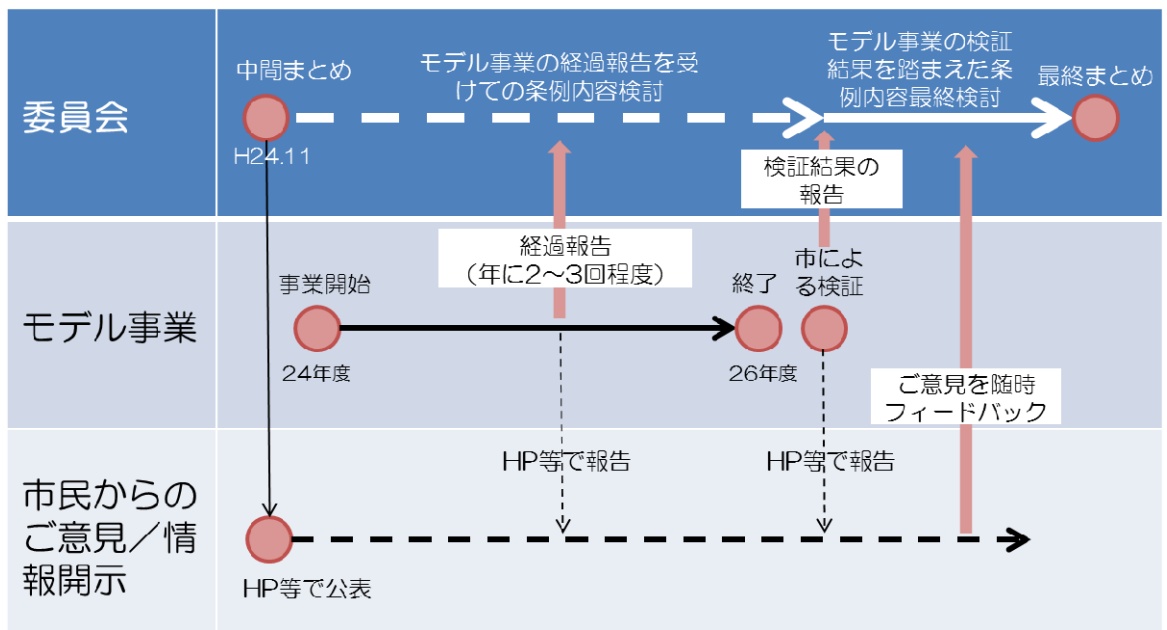
このことから、今後地域で実施される「協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業」の経過や検証を踏まえながら、「協働のまちづくり推進のしくみ」や「協働のまちづくり推進組織への支援・環境整備」などについて更に検討を深めることで、条例内容を更に磨き上げていきたいと考えています。

この検討が進んだ後に、市民の皆さまからのご意見を踏まえながら、更に検討を進め、最終の取りまとめを行いたいと考えています。

◇協働のまちづくりの仕組み構築に係るモデル事業とは

平成24年度から平成26年度までを期間として、市内の3小学校区において、地域ビジョンづくりやまちづくりの計画づくりを通じて、地域の組織強化を図り、地域における合意形成のシステムづくりを進めることを目的に実施するものです。

■今後の検討のプロセス（予定）



4 委員会での主な意見

◇まちづくりの単位(区域)について

- ✧ まちづくりの単位（区域）を小学校区単位にするのか、中学校区単位にするのか、市民センター単位にするのか。（第3回）
- ✧ 小学校区をまちづくりの単位とすることで決定。（第4回）

◇協働のまちづくり推進組織の在り方について(自治会の位置づけについて)

- ✧ ワークショップの中で自治会は住民と行政とのパイプ役という意見があった。協働のまちづくりを進めていく中で自治会をどのように位置づけるか検討する必要がある。（第3回）
- ✧ 協働のまちづくりの中での自治会の在り方について慎重に議論する必要がある。（第3回）
- ✧ 条例の条文に「等しくまちづくりの成果を享受する地域住民は、地域活動（自治会活動等）に積極的に参加し、協力するよう努めなければならない」「地域住民は、地域自治を担う住民組織（自治会・町内会）に多くの地域住民が主体的に参加する状況になることを目指し、地域住民相互の交流及び協働に努めなければならない」という内容を盛り込んで欲しい。（第9回 明石市連合自治協議会からの要望）
- ✧ 地域の様々な組織がフラットな体制で組織化するのではなく、現在地域で最も大きな役割を果たしている自治会、連合自治会を中心とした組織にするべきではないか。（第5回）
- ✧ 地域活動において実際に汗を流すのは自治会であり、だからこそ自治会は重要である、というニュアンスの文言を条例のどこかに反映する。（第8回）
- ✧ 自分たちで積極的に住民自治に取り組みたいのであれば自治会に加入してください、そうでない地域については中間支援組織や市民活動団体などがフォローする、といった内容から要望書の内容をアレンジした方がよいのではないか。（第9回）
- ✧ 自治会加入は高度な住民自治に役立つ、自治会がきずな作りやニーズの掘り起こしに役立つといった内容から要望書の内容を見直し、条例に反映する。（第9回）

◇協働のまちづくり推進組織の在り方について(地区外部との協働)

- ✧ 校区を超えた繋がりが、これからの地域の問題を解決していく上で非常に大きな力になっていく。（第3回）
- ✧ 小学校区単位に範囲を決めてまちづくりを考えてしまうと知恵が枯渇してしまうので

はないか。外部からも人を投入する必要があるのではないか。(第3回)

- ✧ 外部の人材をどのように地域に投入するのか、地区の外部の人と協働するためのルールづくりが一番大変と考えている。外部には民間企業、NPOなどの選択肢もあり、このような各種団体とどのように協働していくのかは大きなテーマであるとする。(第3回)
- ✧ 外部の力や事業者の力をいかに上手く利用していくのか、そのためには条例の中にどのような項目を設ける必要があるのか考えていく必要がある。(第3回)
- ✧ 市民がまちづくりに目覚め、行政と対等な立場になると、行政と市民との間にコーディネーターやファシリテーターのような人材が必要になる。(第3回)

◇協働のまちづくり推進組織の在り方について(協働のまちづくり推進組織の役割)

- ✧ 協働のまちづくり推進組織が提供するサービスは、組織の活動に参加しない(できない)地域住民も受けられることが前提になる。(第9回)

◇協働のまちづくり推進組織の在り方について(組織への参加団体等について)

- ✧ 協働の相手方として事業者を絡めることも検討が必要。事業者は投票権を持っていないので新たなルールを検討する必要がある。(第3回)
- ✧ 協働のまちづくり推進組織のイメージは出来たが、構成員が具体的にどのように絡んでいくのかについての話し合いは不十分である。何らかの原則などを決めておくことが必要ではないか。(第8回)
- ✧ 協働のまちづくり推進組織の構成団体について、出来るだけ多くの団体を条文に盛り込むべきではないか。(第10回)
- ✧ 構成員になれない団体、個人などを定める禁止条項を設けた方が良いのではないか。(第10回)
- ✧ 県民交流広場事業で作った校区まちづくり組織に分野型(テーマ型)組織を加えて協働できる組織にすべきではないか、モデル事業を実施する際にはこれらの組織を加えた形で地域課題を解決するような事業を考えるべきではないか。(第5回)
- ✧ 協働のまちづくり推進組織のメンバーとして、学校や幼稚園、商店街などの事業者は外せないのではないか。(第5回)
- ✧ 地区社協は、ボランティア、民生児童委員、高年クラブ、子ども会などで構成されていることから、協働のまちづくり推進組織の構成団体の案に挙がっているボランティア、民生児童委員、高年クラブ、子ども会などと結局は同じ人が担っており、同列に並べることに違和感を感じる。(第6回)

- ◇ 防犯協会も地区社協と同じような構造にある。(第6回)
- ◇ P T Aは小学校だけでなく、幼稚園や保育園など地域で子どもを持つ親が所属する団体全般を加えるべき。(第6回)
- ◇ 事業者も参画すべきと考えるが、事業者は商店街だけではなく、商店街を含む商業、工業など様々なものがある。また、商店街など地元に着する商業以外に、チェーンストアの店舗などもある。これらをまちづくりにおいてどう位置づけるのかも考える必要がある。(第6回)
- ◇ 明石にはN P O以外にN G Oもあるので将来的なことを考慮し、N G Oも協働のまちづくりの仕組みに加えるべきではないか。(第6回)
- ◇ 市は、一定の団体だけが加入していればよいという形だけを提示し、地域にある程度自由に組織を作らせた方がよいのではないか。(第6回)
- ◇ プラットフォーム型の組織でも地域で機能している事例もある。組織への参加の在り方の多様性という考え方を市は持つべきである。(第6回)
- ◇ 地域にある団体の状況を把握した上で、参加する全ての団体が同じ量の役割を担うのではなく、お互いの違いを認め、それを共有しながら、この体制であれば何ができるのかを考え、役割分担していく事が重要。(第6回)
- ◇ 図の組織を作ることに精一杯となり、実際には動かないのではないか。むしろ、課題や目標を明確にするプロセスがあり、それに対して計画が作られ、それに参加する人が出てきて、そういう人たちがメンバーとして関わっていけることが重要である。(第6回)
- ◇ 地域の住民だけでなく、地域の課題やまちづくりのビジョンを共有できる団体、個人が参加できる。(第7回)
- ◇ 条文に記載する団体は代表的なものに留め、具体的な構成員は地域の判断に任せる。(第10回)
- ◇ 各校区で決めて会則を設ける形で良いのではないか。ただし、構成員は「特定団体、特定個人の個別利益に寄与することを目的としない」というニュアンスの一文を反映する。(第10回)
- ◇ どの組織にも属さず、個人で協働のまちづくり推進組織に参加する場合、個人の利益のためにだけ参加する可能性も否めない。組織としてこのような個人にどのような対応が必要なのか、非常に難しい面がある。また、個人参加の場合、賛否をとった時に意見を通せるのか非常に難しいと思う。(第11回)
- ◇ 個々の利益や関心が中心となっている個人に対しては、例えば、自治会など何らかの組織に入って貰い、一緒に考えて貰うような姿勢を促すなどの対処方法も考えられるのではないか。(第11回)

- ◇ 個人の意見を協働のまちづくり推進組織に反映させる方法については、例えば他の個人とグループを創り、このグループに一票を与えるという工夫も考えられる。(第11回)
- ◇ 上記のような細やかな事例を条文に盛り込むことは難しいので、ガイドラインなどで事例を紹介する形をとるのが望ましい。様々な事例を挙げる中で、やはり条例に盛り込んだ方が良いというものを、中間まとめの後に検討したい。(第11回)
- ◇ 事業者の協働のまちづくり推進組織への参加には正規会員としての参加以外にオブザーバー的な立場としての参加という方法も考えられる。また自治会・町内会等の地縁型組織に属する形で参加する形もある。これらについては条文に反映するのではなく、マニュアルなどを作る際に検討していけば良いのではないかと。(第12回)
- ◇ 明石市には、「明石市商業振興による地域活性化に関する条例」があり、事業者等が地域コミュニティに貢献すべきことが定められている。具体的には、にぎわいづくり、地域の交流促進、文化の振興、安心・安全、青少年の健全育成、環境や景観への配慮、などに取り組んでいく事も規定されている。商業に関する条例内容であるが、事業者全般に如何にこのようなことを意識させていく事が出来るのかが重要である。(第12回)
- ◇ 事業者の係わり方は取り組むテーマにより異なるのではないかと。構成員を制限せず、様々な形で関われる旨が伝われば良いのではないかと。(第12回)

◇「協働のまちづくり推進組織の要件／認証」について

- ◇ 地域交付金の交付を考慮すると要件／認証方法を定めることが必要。(第4回)
- ◇ 継続性の問題をどうするか。外部から参加を希望する人に対して、組織を運営・維持していくために開放していくことが前提となる。(第6回)
- ◇ 計画性が重要であると考え。自分たちのまちをどういうまちにしたいのかを考え、計画を立てて実行するという事を決めることで、予算を立てたり、事業を実施できるのではないかと。(第6回)
- ◇ 透明性が重要であると考え。協働のまちづくり推進組織は事業計画書や予算書などを地域住民に情報公開するべきではないかと。(第6回)
- ◇ 民主性が重要であると考え。民主的な手続きとは、地域の課題や目標を共有し、計画を立案する。そのプロセスへの参加の方法や意思決定の方法が明確になっていることではないかと。(第6回)
- ◇ 様々な人が参画できるような組織の開放性が重要。地域の課題や目標を共有する個人・団体であれば、原則として開放することが重要であるのではないかと。(第6回)
- ◇ 地域における課題やビジョン等を参画する団体、個人が共有し、それらを解決・実現するための戦略および計画を作成して、協働のまちづくり推進組織またはそこに参画する

団体や個人がそれを実施し、その成果を振り返り発展的に継承していく組織、である。

(第7回)

- ✧ 組織の届出という形ではなく、市は、協働のまちづくり推進組織を地域において協働のまちづくりを推進するための協定を結ぶ相手方として認定する。(第7回)
- ✧ 認定にあたっては、中間支援組織等の外部の意見を聞くことができるようにすれば良いのではないか。(第7回)

◇協働のまちづくり推進組織の意思決定システムについて

- ✧ 地域交付金等を考慮すると、協働のまちづくり推進組織の意思決定システムを定める必要があるのではないか。(第4回)
- ✧ 施策の決定が議会を通らずに各地域で行われるようになると、市議会との関係を含めてどのようなルールを作るのが重要である。(第4回)
- ✧ 地域交付金等を考慮すると、民意の反映方法や意思決定方法を定めることが重要な検討課題になる。(第5回)
- ✧ 住民投票を実施せず、話し合いを重ねる形で結論を出すのも一つの方法。(第4回)
- ✧ 地域によって組織や事情が異なるため、民意の反映方法や意思決定方法はそれぞれの地域に合った方法になる可能性が高い。そうすると組織の要件を定め、それを認定するというルールの詳細を決めることが重要になる。(第5回)
- ✧ 多数決という手法を採らずに、7割の人が合意できるレベルになるまで議論を煮詰めて合意を積み重ね、最終到達点に持っていく手法がある。全てにおいてこのような手法が採れるわけではないが、地域課題の抽出や、協働のまちづくり推進組織の部会を考える際などには、このような手法も取り入れることが出来るのではないか。(第6回)
- ✧ 地域によって意思決定の方法は異なるだろう。多数決の地域もあれば、話し合いで全員合意に持っていく地域など、様々なパターンがあって良い。(第6回)
- ✧ 意思決定の方法は地域でそれぞれ決定することであるが、意思決定の方法や、民主的に運営している事を地域の人にわかるようにすることが重要。(第7回)

◇地域格差について

- ✧ 自分たちだけでまちづくりが出来ない地域をどうしていくのかという問題も議論していく必要がある。(第3回)
- ✧ 協働のまちづくりを進めていくに当たって、地域格差があるのは当然。今後まちづくりを進めていく中で、自分たちだけでまちづくりが出来ない地域の底上げが必要。(第3回)

- ◇ 地域交付金等を考慮すると協働のまちづくり推進組織の事務能力の問題が大きくなるため、地域格差の解消が非常に重要な課題になる。(第4回)
- ◇ 地域格差の解消のために、もう少し大きな視点のネットワークを構築し、その中で格差を調整するような仕組みも検討する必要があるのではないかと。(第4回)
- ◇ 先進的な地域だけでなく、先進的ではない地域もモデル事業の対象に加えて、地域のまちづくりの底上げを図るのが良いのではないかと。(第5回)
- ◇ 地域外部の人材、地域を離れて広域で活動している人を上手く地域に結び付けていくことで、地域格差の問題を解消できる可能性があるため、その点を考慮して組織づくりや運営のイメージ作りを進めていけば良いのではないかと。(第5回)

◇協働のまちづくり推進計画について

- ◇ 協働のまちづくり推進組織であるという要件を満たすだけでなく、要件を満たした上で、何を行う組織なのかという事が重要であり、そのために計画は重要である。必ずこれだけは含めておこうというものを考える必要がある。(第8回)
- ◇ 協働のまちづくり推進計画には、地域の任意の内容だけではなく、行政サービスの軽減が図れるような行政が期待する内容も盛り込んでいくべきではないかと。(第8回/第11回)
- ◇ 計画に反映してもらうために、行政は公共サービスをどこまで地域に担って欲しいのかという事を示す必要があるのではないかと。(第8回)
- ◇ 地域交付金の使い方はある程度自由であっても、どのような事業にどれくらいのお金をかけるのかを、協働のまちづくり推進計画の中で明確にする必要がある。(第8回)
- ◇ 例えば、「協働のまちづくり推進計画は、構成員のそれぞれの役割を考えながら、構成員が作成する」といった形で誰が作成するのかを明記すべきである。(第11回)
- ◇ 計画の中身は各地域ともある程度統一した方が良い。そのために、市としては、その計画を提出して貰うにあたり、必要項目などを定め、テキストを提供する、一緒に考えるなど計画の作り方について何らかの支援を行う事を明記すべきではないかと。そうすることで市も時代背景に応じて、このような事も計画に書いて欲しいという事が協働のまちづくり推進組織に対して言えるようになるのではないかと。(第11回)
- ◇ 計画の内容については、目標、地域の課題、その共有方法、その解決策、参加者、解決に伴う成果などについて本来は計画に盛り込まれるべきではないかと。但し、あまり細かくは条文には反映できないだろう。地域の課題、解決策、その成果(地域の将来像などの目標)について記載する旨を条文に反映する形とする。(第11回)

◇協働のまちづくり推進組織の計画へのチェック機能について

- ◇ 地域交付金を考えた際に、協働のまちづくり推進組織が立てる計画の実施状況については、金銭面だけでなく、事業の質に対する監査など、チェック機能を検討する必要があるのではないか。(第6回/第7回/第8回)

◇中間支援組織について

- ◇ 中間支援組織として予定されている明石コミュニティ創造協会が、本当に中間支援ができるのか。(第5回)
- ◇ 明石コミュニティ創造協会を二つの組織に分割するのではなく、まず取り組んでみて一つの組織では難しいということになってから組織を分割するべきではないか。(第5回)
- ◇ 新たに組織を持つと費用が発生する。その分の費用を地域に渡す方が有意であるため、中間支援組織は必要ないのではないか。(第6回)
- ◇ 市の支援策と中間支援組織による支援策の違い・役割分担が不明確である。(第6回)
- ◇ 明石コミュニティ創造協会が中間支援を行うにあたり、地域を指導できるような専門知識・スキルのある人材を数多く配置するなど、しっかりと組織を固めるべきである。(第5回)
- ◇ 中間支援組織の組織強化のため、地域をまとめている自治会や連合自治会、並びに今後組織化を目指す協働のまちづくり推進組織から人や知恵を出すようなプラットフォーム型の組織を目指すのも一案である。(第5回)
- ◇ 中間支援組織の組織強化のため、中間支援組織をNPOが支援して強化していくという考え方もある。(第5回)
- ◇ 地域の人材の問題に対しては外から支援していく事が必要であり、そのためにも、中間支援組織は必要である。(第6回)
- ◇ (事務局) 現状では地域の事務局の裏方としての支援が中間支援組織の役割で、財政を含めた制度等の大きな枠組みに関する支援が市の支援と想定しているが、詳細は今後も検討したい。(第6回)
- ◇ 中間支援組織では相談機能が最も重要。スキルの高い相談対応が出来ることが中間支援に必要な能力である。(第6回)
- ◇ 行政であれ、事業者であれ、地域団体であれ、どの組織とも寄り添える、どの組織とも共感できるニュートラルな組織としてそれぞれを繋ぐ役割を果たすのが中間支援組織である。(第6回)
- ◇ 中間支援組織はコーディネート機能や交流・活動支援機能、情報共有機能、相談機能、人材育成機能に加えて、調査機能、行政への提案機能などを持つことが必要。(第7回)

- ◇ 中間支援組織は不要という意見もあったが、必要という前提で議論を進める。どのような役割を果たすのかについて引き続き検討する。(第8回)
- ◇ 中間支援組織の役割については、これまで議論された内容をもとにまとめる。(第9回)
- ◇ 中間支援について、地域を支援するという旨をもっと明確に条文に記載するべきではないか。(第11回)

◇地域の人材づくりについて

- ◇ 地域はリーダーによってまちづくりの姿勢が変わる。自治会を運営するにあたり、地域のリーダーをどのように育てていくのかが切実な問題。(第3回)
- ◇ 地域の活動に、初めての人の参加を促せるような方法を考える必要がある。(第3回)
- ◇ 現在、自治会関係者、ボランティア関係者を見ると殆どが70歳代の人となっている。70歳代の人自治会等にできるだけ長く参加してもらえようテーマや事業を考える必要がある。また、これらの団体の後継者問題を解消できるよう、65歳くらいの人にスムーズに団体に参加してもらえようテーマや事業を合わせて考える必要がある。(第3回)
- ◇ 小学校区単位のまちづくりでは、人材不足の面が一番の悩み。(第4回)
- ◇ 地域の実態として、自治会などの団体で役員のみ手がいない状況となっており、役員への権力集中の心配よりも組織の継続性について考えるべきである。(第6回)
- ◇ 65歳までの人に地域活動に参加して貰うために、報償・報酬の提供を検討するのも一案である。パイロット事業のような競争型の資金提供機会を考えてみるのも良いのではないか。(第3回)
- ◇ 世の中が何でもボランティアにさせればよい、という風潮になっており、ボランティアの役割が重くなっている。地域を支える人たちのネットワークを少しでも有償にするシステムを作っていけないか。有償であれば、65歳くらいの方にも参加が得られやすいのでは。(第3回)
- ◇ 若い人に参加してもらえよう工夫を。PTA等の役員は1年交代であるが、1年間地域の中に入り活動することによって地域に愛着を感じ、高齢になった時にまた活動してもらえよう。(第3回)
- ◇ 各種団体が連携することで新たな人材を見つけやすくなるため、各種団体の連携を促すことなど、良い例の検証を進めて広げていくというような環境づくりを行うのが良いのではないか。(第4回)
- ◇ 協働のまちづくり推進組織の中核をなすであろう自治会が未加入者問題や後継者不足で崩壊寸前となっており、自治会加入についてマンション開発業者に話し合いを義務付けるよ

うな規定や、自治会への加入を義務付けるような規定を条例に盛り込むべきである。(第5回/第6回)

- ◇ 人材不足の問題は、外部からどのように人を参画させるかという議論に関係する。参加を希望する人を拒否せず、組織を運営・維持するためにうまく開放していくことが重要である。(第6回)
- ◇ 自治会側が一緒に取り組んでいこうという姿勢や誰でも活動に参加できるというシステムを示していけば、NPOも地域活動に参画しやすくなる。(第6回)
- ◇ 市は新しい住民をどう地域に巻き込んでいくのかを、コミュニティ政策を考えると同時に市政の中にも作っていく必要がある。(第6回)
- ◇ 人材育成においてコーディネーターを育てるという視点は重要である。(第8回)
- ◇ 地縁型組織とテーマ型組織という異なる世界の人たちが議論して人材育成プログラムを作成すると意味のあるプログラムが作成できる。(第8回)
- ◇ 座学ではなく実際に中に入って係わっていくということが人材育成には必要である。(第9回)
- ◇ 人材育成については、これまで議論された内容をもとにまとめる。(第9回)
- ◇ 人材育成について地域の中で協働のまちづくり推進組織の構成員の検討をする際に、組織の継続性を考慮し、10年後を見据えて、後継者を育成することも検討するようにすれば良いのではないか。(第12回)

◇地域交付金について

- ◇ 莫大なお金を地域に渡すのではなく、これまで渡していた総額よりも少なくしていけば良い。(第8回)
- ◇ 地域課題は地域が一番理解しているので、各校区の各種団体への補助金等を一括化し、地域で自由に用途を決められるようにしたら良い。(第8回)

◇市民センターの役割について

- ◇ 市民センターをもう少し重要視すべきではないか。市民センターでないと把握していないような自治会や高年クラブの情報や、その地域の人々の情報などが人材バンクとして見えてくるともっと違う形でまちづくりが出来るのではないか。今後高齢化が進むと高年クラブが運営できない地域が出てきたり、自治会同士の合併の可能性も出てくる。市民センターの役割について今のうちに肉付けしておいた方が良いのではないか。(第3回)
- ◇ 基本的には小学校区単位でまちづくりを進め、その中でどのようなネットワーク層を作っていくのかという事を考える必要がある。基本は小学校区であり、その基本がどのように

組み合わせっていくのか、組み合わせって活動する時にはどのような単位が考えられるのか、といった検討が必要ではないか。(第3回)

- ◇ 小学校区をまちづくりの単位としているが、それぞれに網の目を張っていくことを考えた場合の結束点として市民センターも一つの候補になる。(第3回)
- ◇ 小学校区単位のみでまちづくりを進めると知恵が枯渇する。市民センターを利用して外部の知恵を借りることは良い発想。(第3回)
- ◇ 防災や防犯という点から考えると、市民センターの機能は非常に大事。(第4回)
- ◇ 市民センターの役割というのは、知恵を出す、あるいは調整せざるを得ないことや一緒に取り組んだほうが効率的であることを実施する場合の音頭取りをすること。(第4回)
- ◇ 市民センター活用の方法については、地域を超えた問題や緊急時の問題などを考慮して、いろいろな位置づけがでてくるので、引き続きその役割・位置づけを検討する。(第4回)
- ◇ 将来的には市民センターは行政窓口として特化していき、その建物に中間支援組織やNPOなどが入り、広域的なまちづくりの事務機能を担う可能性が高いのではないか。場所として市民センターを利用しても良い、という役割を果たしていくのではないか。(第10回)

◇コミセンの位置づけについて

- ◇ 小学校コミセンの位置づけについて考える必要がある。自治会とコミセンの位置づけ、地域とコミセンの位置づけ、行政とコミセンの位置づけ、それぞれについて考える必要がある。(第3回)
- ◇ コミセンの問題は取り上げなければいけない項目の一つ。特に自治会との関係は大事な問題。(第3回)
- ◇ 小学校区コミセンで活動する場合、小学校に許可を得ないといけないのか、小学校がコミセンに許可を得ないといけないのかといった問題に対応するため、その位置づけを明確にすべきではないか。(第5回)
- ◇ 小学校区単位のまちづくりを進める中で、コミセンを事務局ではなく拠点とするのであれば、みんなが行政の方を向くことになり、地域の特徴が出にくくなるのではないか。(第3回)
- ◇ 協働のまちづくり推進組織の事務局が将来的に必要なになってくると考えるが、そうなる小学校区コミュニティ・センターは現状のような形で今後も残るのか。例えば、小学校区コミュニティ・センターを指定管理者制度などを使って地域が運営するような可能性はあるのか。(第11回)
- ◇ 小学校区コミュニティ・センターに中間支援型の能力を持った所長を配置し、地域の事務局として運営に加わらせることはできないか。(第11回)

- ◇ （事務局）小学校区コミュニティ・センターの地域運営については、市として研究を進めていく必要があると考えている。（第11回）
- ◇ 例えば、小学校区コミュニティ・センターを地域運営とする、民間組織の人材を臨時職員として雇用し、小学校区コミュニティ・センターに派遣する、といったモデル事業も検討していけばより効果的なまちづくりの方法について検討出来るのではないかと。（第11回）

◇市民活動団体の役割と支援について

- ◇ 市民活動団体の一員として何をすべきなのか、どうあるべきなのかということを考えて行動するのかという役割や、活動の場の提供、活動を促進するための助成、協働事業の機会創出などの支援内容が条例に反映されると市民活動団体にとっては非常に良い。（第9回）

◇市の協働に対する取組みについて

- ◇ 行政が汗を流し知恵も出すという姿勢を今後どのように実行していくのか、コミュニティ推進室という組織だけで良いのかということも含めて考えていく必要がある。（第3回）
- ◇ 地域団体と行政の役割分担をどのようにしていくのか。（第3回）
- ◇ 市の各課各職員が協働をどのように考えていくべきなのか、それに対して市全体がどのようにサポートしていくのか、という事を考える必要がある。（第4回）
- ◇ 行政は単に補助金、委託金を出すのではなく、地域と共に汗を流すことが重要。（第3回）
- ◇ 今後の事を考えると、市の職員のワークショップ研修の機会増加が必要ではないかと。（第3回）

◇協働の理念について

- ◇ 財政逼迫、少子高齢化が進む中で、セルフネグレクトなど新たに生じる社会ニーズにある程度対応できるような指針を条例の基本理念の部分に盛り込んでどうか。（第10回）
- ◇ 様々な問題があり、全てを条例に反映することは難しいが、社会的包摂を進めていく手段として協働を位置付けるなど、基本理念の部分をもう少し掘り下げて、何のために協働するのかという事を検討する。（第10回）
- ◇ 障がい者の方々をいかにまちづくりに取り込んでいくのか。実際に動けなくても意見を吸い上げるような仕組みを構築する必要もあるのではないかと。このような障がい者の方々もまちづくりに一緒に参加するという事を、基本理念の部分に盛り込んでどうか。（第11回）
- ◇ 障がい者の方々もまちづくりに一緒に参加するという事を基本理念で触れるべきではないかという指摘については、障がい者の方々への社会的包摂という意味合いになると考える。

このあたりについては敢えて触れるまでもなく含まれるということで文言に触れていなかったが、このあたりも何らかの形で強調する。(第11回)

◇条例項目の表現について

- ◇ 「市民の責務」、「市民団体の責務」の「責務」という表現は厳しいのではないか。(第4回)
- ◇ 協働と謳うのであれば、行政と市民を対等にしたいという意識があって、それであれば責務も対等。(第4回)
- ◇ 「協働のまちづくり推進に向けて」の中では、市民の役割と市の役割という言葉を使用して、協働するという形になっている。ここには責務という言葉は全く使われておらず、役割という表現で定義している。(第4回)
- ◇ 地域交付金の交付も考慮すると責務という表現で問題ない。(第4回)
- ◇ 責務の問題は、地域活動・まちづくりへの支援といった項目が整備されたら、解決して行くのではないか。(第4回)
- ◇ 市民活動団体で法人格を持つ団体には、特に会計面などいろいろな規制もあるし、事務的な面でもきっちりとしなければ進めていけないことがある。そう考えると、市民活動団体に対しても責務という表現で問題ない。(第4回)
- ◇ 「相応の責任」「相応の責任と義務を負う」という表現にすることも含めて、引き続き検討する。(第4回)

◇情報共有／情報収集／情報伝達ルートについて

- ◇ 行政からの情報提供およびフィードバックに関しては自治会を通してはいるが、その手法だけで良いのか。(第3回)
- ◇ 自治会の役割について重要性を認識した上で、他のルートを含めて複合的な情報ルートを検討する必要がある。(第3回)
- ◇ 地域への外部からの人の投入の可否を判断する上でも、地域の実態や人材を把握する必要がある。合わせて地域との情報共有の仕方、ネットワークの拡大方法についても考える必要がある。(第3回)
- ◇ きめ細かな情報の収集方法については、統計データも含めてどのような方法が良いのかについて考えていく必要がある。(第3回)
- ◇ 情報の提供・共有と発信支援について更に議論を深めていく必要がある。民主的な自治を進めるにあたって、構成員全てが情報をしっかり把握していることが非常に重要となる。(第12回)

◇将来的な変化への対応(協働のまちづくり推進の仕組みの評価・見直し)について

- ✧ 高齢化が進んでいる。まちづくりの担い手の問題や、地域での実施事業内容についても高齢化ということを考慮する必要がある。(第3回)
- ✧ 小学校区単位の協働のまちづくりにおいて、今後合併・縮小などの問題が出てきた時にどのように対応するのかが問題。(第3回)
- ✧ 協働のまちづくり推進の仕組みの評価や見直しを行う組織や機能のあり方について検討する必要があるのではないか。(第8回)

5 明石市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 自治の主体

第1節 市民（第5条—第7条）

第2節 市議会（第8条・第9条）

第3節 市長等及び職員（第10条・第11条）

第3章 市民参画と協働の仕組み

第1節 市政への市民参画（第12条—第15条）

第2節 協働のまちづくり（第16条—第20条）

第3節 情報の共有（第21条—第24条）

第4章 市政運営（第25条—第36条）

第5章 国及び他の地方公共団体との関係（第37条）

第6章 条例の検証及び見直し（第38条）

附則

遠く万葉の昔から歌人たちに愛され、源氏物語の舞台として登場するわたしたちのまち。明石城に登れば、明るい瀬戸内の海に淡路島が迫り、明石海峡大橋を望む、海の幸にも恵まれた“ゆほびか”な風土。近代化の幕開けとともに日本標準時のまちにも定められました。これらはすべて、わたしたちのほこりです。

この明石のまちを、いつまでも暮らし続けたい、もっとほこらしいまちにしたいと願って、わたしたちは明石市自治基本条例を定めることにしました。

もちろん、これまでも、暮らしていてよかったと思える、安全で安心に暮らせる豊かなまち、人をいたわり互いの尊厳や人権を大切にし、自然をいつくしむ優しさにあふれたまちを目指してきました。全国に先駆けて「コミュニティ都市」宣言をし、コミュニティづくりにも力を注いできた先人の努力をわたしたちは知っています。

しかし、こうしたまちづくりの取組をさらに深化させ、質を高めるためには、市長・市役所や市議会などだけでなく、場合によってはわたしたち市民がもっと積極的に役割を分担し、かかわっていくことも必要になってきています。

大切なのは、これからの「明石の自治」の主体となっていかなければならないのは、わたしたち市民だという意識です。明石に住む。明石で働く。明石で活動する。

わたしたちがこうあってほしいと望むまちに、みんなで力を合わせて挑戦していく決意と行動が、新しいまちづくりのきっかけになっていきます。

明石市自治基本条例は、市民主体のより質の高いまちづくりを実現するために、市民による「参画と協働のまちづくり」と、よりよい公共サービスを受けることができる「市政運営の実現」という、明石のまちづくりを担う全員が共有しなければならない最も大切なことを定めた、「明石の自治」の指針となるものです。

この条例が、豊かで優しさにあふれた、これからもほこりに思えるまち明石を築く大きな一歩となることを望みます。

(注) 「ゆほびか」とは、ゆったり豊かなさまをあらわす日本の古語で、「源氏物語」にも登場しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、明石市における自治の基本原則を明らかにし、自治を担う主体の権利、責務等を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、もって「明石の自治」の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者（以下「住民」という。）、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者等をいう。
- (2) 事業者等 市内において、事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。
- (3) 市長等 市長その他の執行機関（教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員）をいう。
- (4) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての明石市をいう。
- (5) 参画 市の政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民が主体的に関わっていくことをいう。
- (6) 協働 市民と市、市民同士が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいう。

(条例の位置付け等)

第3条 この条例は、自治の基本を定めるものであり、市は、他の条例、規則等の

制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図るものとする。

- 2 市は、この条例に定める内容にのっとり、政策分野ごとの基本条例の制定や見直しを行い、他の条例、規則等又は政策の体系化を図るものとする。

(自治の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本原則として、自治を推進するものとする。

- (1) 市政への市民参画 自治の主体は市民であり、市民の市政への参画の機会が保障されること。
- (2) 協働のまちづくり 市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと。
- (3) 情報の共有 市民と市、市民同士は、市政への市民参画や協働のまちづくりを進めるに当たって、互いに情報を共有し合うこと。

第2章 自治の主体

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、自治の主体であり、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。

- 2 市民は、まちづくりのための主体的又は自主的な活動を自由に行う権利を有する。
- 3 市民は、市民同士や市と協働したまちづくりのため、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。
- 4 市民は、市政に参画しないことによって不利益な取扱いを受けない。

(市民の役割)

第6条 市民は、市政に関心を持ち、積極的に参画するよう努めるものとする。

- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、まちづくりにおいて互いの意見及び行動を尊重し合うものとする。

(事業者等の権利及び役割)

第7条 事業者等は、市政に関する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を有する。

- 2 事業者等は、市民と共に地域社会を構成するものとして、社会的責任を自覚し、地域との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

第2節 市議会

(市議会の役割、責務等)

第8条 市議会は、市民の目線に立って、市政の重要事項を決定するとともに、市政に対する監視及び調査を的確に行い、適正な執行を確保するものとする。

2 市議会は、市民ニーズ及び地域の実情を的確に把握し、政策の立案又は提言を行うものとする。

3 市議会は、活動報告会の実施等により、議会活動について積極的に市民に情報発信するとともに、市民の意思を市政に反映するために、市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

4 市議会は、合議制の意思決定機関であることを認識し、意思決定を行うに当たっては、十分な議論を尽くし、議員相互の自由討議によって合意形成を図るものとする。

(市議会議員の責務)

第9条 市議会議員は、市民の代表者として、市民全体の利益を優先して行動し、市民福祉の増進に寄与するとともに、自己研鑽に努め、議員としての行動規範又は道理をわきまえ、市議会の役割、責務等が果たされるよう努めなければならない。

2 市議会議員は、市民への情報提供又は活動報告を行うとともに、市民の意見及び地域の課題を把握する等、情報収集に努めなければならない。

3 市議会議員は、政策立案能力の向上に努め、政策提案、市政調査等の権限を積極的に活用するものとする。

第3節 市長等及び職員

(市長等の責務)

第10条 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行わなければならない。

2 市長は、毎年度、市政の基本方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に報告しなければならない。

3 市長等は、市民のニーズを的確に判断し、職務の執行に当たって説明責任を果たさなければならない。

4 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たらなければならない。

(職員の責務)

第11条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければならない。

第3章 市民参画と協働の仕組み

第1節 市政への市民参画

(市政への市民参画における市長等の責務)

第12条 市長等は、市民の市政への参画の機会を保障する。

- 2 市長等は、市民の意見を的確に受け止めることができるよう市民参画に関して職員の意識を高めるものとする。

(市民参画の手法)

第13条 市長等は、市民が市政に参画することができるよう多様な参画手法を用いるものとする。

- 2 市長等は、別に定めるところにより、市民から具体的な政策等の提案があったときは、当該政策等について検討し、その結果及び理由を原則として公表するものとする。

(住民投票)

第14条 将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない。

- 2 市長等及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 3 住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

(条例に基づく市民参画の推進)

第15条 市民参画の手法、手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

第2節 協働のまちづくり

(協働のまちづくりにおける市長等の責務)

第16条 市長等は、市民と共に協働の仕組みづくりに取り組むものとする。

- 2 市長等は、まちづくりのための基盤整備を図るとともに、市民との円滑な連携を図るため、市民活動への支援を行うものとする。
- 3 市長等は、協働に関して職員の意識を高めるものとする。

(地域コミュニティ)

第17条 市民は、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織（以下「協働のまちづくり推進組織」という。）を設立し、地域コミュニティとして協働のまちづくりを推進する。

- 2 協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は、小学校区とする。

(協働のまちづくり推進組織)

第18条 協働のまちづくり推進組織は、民主的で開かれた運営を行い、地域での組織づくり及び活動に当たっては、地縁による団体その他各種団体間の連携、協力を努めるものとする。

2 協働のまちづくり推進組織は、地域での課題解決に向け、地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、まちづくりに関する協働の提案を市長等に対して行うことができる。

3 市長等は、協働のまちづくり推進組織からまちづくりに関する協働の提案が行われた場合には、協議の上、真摯に検討し、対応しなければならない。

(協働のまちづくりの拠点)

第19条 小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点として位置付け、市民と市、市民同士が地域等の情報を共有する場又は地域自らが地域のまちづくりを考え実践する場、市民と市が協働するための場等まちづくりの場とする。

(条例に基づく協働のまちづくりの推進)

第20条 協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項については、別に条例で定める。

第3節 情報の共有

(情報の共有における市長等の責務)

第21条 市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、市政情報を適切な時期に、適切な方法で、積極的に、分かりやすく市民に公開及び提供するなど、情報の共有を図らなければならない。

2 市長等は、別に条例で定めるところにより、積極的に各種の情報の提供又は公表を進め、情報公開を総合的に推進していくことに努めなければならない。

(個人情報の保護)

第22条 市長等は、情報の共有に当たっては、別に条例で定めるところにより、市政全体において、個人情報を保護しなければならない。

(市民から市長等への情報提供)

第23条 市民は、市長等に対して積極的に必要な情報の公開若しくは提供を求め、又は地域での情報を積極的に提供し、情報の共有に努めるものとする。

(市民同士の情報の共有)

第24条 市民は、互いに、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報の交換を行い、情報の共有に努めるものとする。

- 2 市民活動を行う者又は団体は、その活動内容を地域において積極的に公開し、情報の共有に努めるものとする。

第4章 市政運営

(基本原則)

第25条 市長等は、次に掲げる事項を基本原則として、市政を運営するものとする。

- (1) 参画と協働に基づくこと。
- (2) 公正で透明であること。
- (3) 効果的で効率的であること。
- (4) 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと。

(総合計画等)

第26条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための基本となる計画（以下「総合計画」という。）を市民参画の下で定めなければならない。

- 2 市長は、市民と共にまちづくりを進めていくため、市民と共有できるまちづくりの目標を総合計画に定めるものとする。
- 3 市長は、総合計画に定めるまちづくりの目標を実現するため、具体的な施策・事業について個別の計画を定めるとともに、実行していくための計画を策定し、達成目標等をできる限り数値で示すものとする。
- 4 市長は、総合計画及び前項に規定する計画（以下「総合計画等」という。）に基づくまちづくりを推進していくため、適切な進行管理を行い、検証及び評価をし、必要に応じ見直しを行うものとする。
- 5 予算編成等の財政運営、評価、行政改革、組織編成等は、総合計画等と調整を図りながら行われなければならない。

(財政)

第27条 市長は、総合計画等に基づき、又は事業等の評価を踏まえ、計画的な財政運営を行い、予算を編成しなければならない。

- 2 市長は、財源の確保及び効果的で効率的な経費支出に配慮することにより、健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。
- 3 市長は、市全体の財政情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(政策法務)

第28条 市長等は、地域の実情にあった質の高い行政を行うために、職員の法務に関する能力を高めるなど、法務の体制を充実しなければならない。

- 2 市長等は、積極的に政策づくりを推進するため、自治立法権等を有効に活用し

ていかなければならない。

(評価)

第29条 市長等は、実施する事業等について、市民参画の下、検証及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 市長等は、前項の評価の結果を、総合計画等、財政運営、予算編成、組織編成又は個別の事業等に反映させるよう努めなければならない。

3 評価に関し必要な事項については、別に条例で定める。

(行政改革)

第30条 市長等は、積極的に市民活力を活用しながら、持続可能な行財政体質を構築しなければならない。

2 市長等は、質の高い、効果的で効率的な市民サービスを行うため、行政改革の推進に取り組まなければならない。

(組織)

第31条 市長等は、市民に分かりやすく、簡素で機能的な組織を編成しなければならない。

2 市長等は、市民サービスができるだけ市民に身近なところで処理されるよう組織の整備、充実を図るとともに、社会情勢又は市民ニーズの変化に的確に対応し、常に組織の見直しを図らなければならない。

(行政手続)

第32条 市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行わなければならない。

(要望、苦情等への対応)

第33条 市長等は、市民の市政に対する要望、苦情等に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を施策又は事業の改善に反映するよう努めるとともに、当該要望、苦情等に対する検討結果及びその理由を公表しなければならない。

(行政オンブズマン)

第34条 市長は、市政に関する市民の権利利益の侵害を救済する制度として、別に条例で定めるところにより、行政オンブズマンを設置する。

(法令遵守及び公益通報)

第35条 市長等又は職員は、法令を誠実に遵守しなければならない。

2 職員は、公正な職務の執行を妨げるような違法又は不当な事実があると思ったときは、通報するものとする。

3 前項に規定する公益通報等に関する処理その他必要な事項については、別に条例で定める。

(危機管理)

第36条 市長等は、市民の安全と安心を確保するため、適切なリスク管理（危険を予測し、その対策を講ずることをいう。）を行うほか、緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強化を図らなければならない。

2 市長等は、市民、関係機関並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携、協力しながら、市民の安全と安心の推進に取り組まなければならない。

第5章 国及び他の地方公共団体との関係

(国及び他の地方公共団体との関係)

第37条 市長等は、共通の課題又は広域的課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

第6章 条例の検証及び見直し

(条例の検証及び見直し)

第38条 市長等は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する検証及び見直しは、市民参画の下で行われなければならない。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。